

手数料の見直し（案）

事務の名称	土壌汚染対策法関係事務
-------	-------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
汚染土壌処理業許可申請手数料	件	240,000	<u>267,000</u>	27,000
汚染土壌処理業許可更新申請手数料	件	224,000	<u>249,000</u>	25,000
汚染土壌処理業変更許可申請手数料	件	222,000	<u>247,000</u>	25,000
汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	件	70,000	<u>78,000</u>	8,000
汚染土壌処理業合併又は分割承認申請手数料	件	70,000	<u>78,000</u>	8,000
汚染土壌処理業相続承認申請手数料	件	70,000	<u>78,000</u>	8,000
指定調査機関指定申請手数料	件	30,900	<u>33,900</u>	3,000
指定調査機関指定更新申請手数料	件	24,800	<u>27,200</u>	2,400